

## ○米原市介護保険条例施行規則(抜粋)

平成17年2月14日

規則第94号

## 第7章 介護保険運営協議会

## (審議事項)

第28条 米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の審議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第117条に規定する市の介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の進捗管理に関する事。
- (2) 事業計画の策定および変更に関する事。
- (3) 地域密着型サービスの指定に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの指定基準および介護報酬の設定に関する事。
- (5) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と判断した事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市の介護保険事業の運営に関する重要事項

## (会長)

第29条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

## (会議)

第30条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

## (庶務)

第31条 協議会の庶務は、健康福祉部くらし支援課において処理する。

## (協議会の会長への委任)

第32条 第28条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 米原市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

分類	氏名	所属等
被保険者を代表する者	森 政一	
被保険者を代表する者	大谷 章	
被保険者を代表する者	松村 武温	
被保険者を代表する者	松居 京子	
保健医療を代表する者	塚本 隆弘	湖北医師会 (おおはらクリニック)
保健医療を代表する者	中村 泰之	湖北医師会 (米原市地域包括医療福祉センター ふくしあ)
介護の経験を有する者	西堀 正次	
介護の経験を有する者	西林 正夫	
介護の経験を有する者	北村 健二	湖北地域介護相談員
介護の経験を有する者	平尾 和子	米原市女性の会
公益を代表する者	小林 めぐみ	米原市地域包括支援センター運営協議会
公益を代表する者	中川 雅代	米原市民生委員児童委員
公益を代表する者	浦井 正明	米原市民生委員児童委員
公益を代表する者	吉田 正子	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
介護サービス事業所を代表する者	金森 亮	社会福祉法人 近江薫風会

任期:平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間